

北海道議会事務局障がい者活躍推進計画

項 目	内 容
機関名	北海道議会事務局
任命権者	北海道議会議長
計画期間	令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間。 ただし、障がい者雇用の状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、計画を見直す。
障がい者雇用に関する状況	勤務する職員が70人程度の小規模な機関であり、常勤職員の多くが知事部局、各種委員会等からの出向者で占められている。 知事部局等からの出向により障がいのある職員が若干名在籍しているが、これまで個別に対応してきた。
目標	
採用に関する目標等	在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。
定着に関する目標等	一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、障がい者である職員の業務の割り振りや配置を行う等、適切なマッチングを図る。
取組内容	
障がい者の活躍を推進する体制	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第78条第1項の規定に基づき、障害者雇用推進者として北海道議会事務局長を選任する。 障がい者である職員の相談窓口は、総務課とし、局内に周知する。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者生活相談員資格認定講習を受講させる。
障がい者の活躍を推進するための職務選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、半年ごとに実施している業績評価面談の際に、障がい者である職員に対する配慮等の必要性の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
その他	物品等の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所等に配慮するよう努め、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。